

【平成23年第1回定例会 健康福祉委員会委員長報告】

平成23年3月16日 健康福祉委員長 織田 勝久

健康福祉委員会に付託となりました諸案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、「議案第2号 川崎市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第3号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」の健康福祉局に関する部分についての2件についてであります。

委員会では審査の結果、議案2件はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第7号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では、委員から、他都市の出産育児一時金の額について質疑があり、理事者から、出産育児一時金の額については、政令指定都市において、19政令指定都市中、本市を含めた18市が、42万円とし、今後恒久化する予定である。大阪市については、独自基準を採用し、第1子を出産した場合については42万円を支給、第2子を出産した場合については43万円を支給、第3子以降を出産した場合については45万円を支給しており、今後も継続予定であると聞いている、との答弁がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第10号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」及び「議案第60号 平成22年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」の2件についてであります。

委員会では審査の結果、議案2件はいずれも全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「請願第119号 「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書」の提出を求める請願」であります。

本請願は、後期高齢者医療制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻すこと、保険料の負担増が生じないよう国民健康保険への国庫負担を増やすなど財政措置を行うこと、70歳から74歳の高齢者の医療費窓口負担を原則1割とすること、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担をなくすことを国に求める意見書の提出を願うものであります。

初めに理事者から、国においては、後期高齢者医療制度を廃止し、新たな医療制度のあり方について検討を行うため、厚生労働大臣が主催する高齢者医療制度改革会議において、制度運営、費用負担、保険料、患者負担などの問題について議論を重ね、「最終とりまとめ」が昨年12月に公表された。高齢者医療制度のあり方、国庫負担のあり方、患者負担のあり方については、いずれも我が国の社会保障制度をめぐる最重要論点として、現在、国において議論がなされている。

また、国では、具体的な社会保障制度改革案と税制改革を一体的に検討し、今年の半ばまでに成案を得るとしている等の説明を受け質疑に入りました。

委員会では、委員から、本市における高齢者の医療費負担のさらなる軽減について

質疑があり、理事者から、平成21年度川崎市国民健康保険事業特別会計決算において、一般会計繰入金は約130億円に上っており、保険料賦課額の上昇抑制の補填のため、一般会計から多額の繰り入れをしている厳しい財政状況である。また、本市予算においては、行財政改革プランにより、プライマリーバランスの改善が図られているところであるが、減債基金からの借り入れ総額が100億円以上に上り、高齢者の医療費負担軽減のために、さらなる予算を投入することは現時点では困難であると考えている、との答弁がありました。

次に委員から、70歳から74歳未満の医療費自己負担割合は、平成24年度末までは、国の凍結措置により1割であるものの、高齢者医療制度改革会議の「最終とりまとめ」によると、平成25年度から、段階的に本来の2割負担となっていくとされている。医療費自己負担割合が2倍に増加することによって、通院を控え、病気が悪化するという悪循環が生まれることが考えられるため、高齢者に十分配慮してほしい、との意見がありました。

次に委員から、本市の国民健康保険料軽減制度及び減免制度を受けている世帯数について質疑があり、理事者から、軽減制度の適用世帯数については、平成21年度までは、要件に基づいて6割軽減、4割軽減とする措置であり、4万2,172世帯が軽減措置を受けたが、平成22年度からは、要件に基づいて7割軽減、5割軽減、2割軽減とする軽減措置に拡充し、平成23年1月現在で、6万8,443世帯が軽減措置を受けた。また、減免制度については、平成20年度は約5,440世帯が減免措置を受けたが、平成21年度は8,545世帯が減免措置を受けている、との答弁がありました。

次に委員から、国民健康保険料減免制度の要件について質疑があり、理事者から、収入である所得が減少し、保険料の算定基礎となった所得よりも、30パーセント以上の減少があった世帯や、生活保護法に規定する基準生活費の130パーセントに相当する額に満たない収入の世帯などが減免措置を受けることができる、との答弁がありました。

そこで委員から、国民健康保険料減免制度を受けている世帯については、平成20年度から平成21年度にかけて、約3,000世帯ほど増加しているが、現在の雇用実態、経済実態を反映しているように思われる。国民健康保険料軽減制度、減免制度は、生活が困難な市民にとっては命綱となるような制度であり、ぜひ拡充してほしい、との意見がありました。

請願の取扱いについて協議したところ、委員から、高齢者医療制度改革会議による最終取りまとめの見直し内容は、生活に困窮している国民の負担をさらに重くするものと感じられる。国民皆保険制度にふさわしい医療保険制度とするためには、国庫負担を引き上げていくべきと考え、採択すべき、との意見がありました。

次に委員から、老人保健制度そのものが立ち行かなくなったことで後期高齢者医療制度が創設された経緯があり、また国でも見直しがされていることから、再び老人保健制度に戻すことを求める意見書の提出は、現時点ではなじまないものと考えられ、不採択とすべき、との意見がありました。

委員会では審査の結果、賛成少数をもって、不採択すべきものと決しました。

次に、「請願第123号 視覚障害者情報センター（仮称）の利用に関する請願」であります。

本請願は、視覚障害者情報センターについての計画及び管理運営の具体化にあたり、センター内にNPO法人川崎市視覚障害者福祉協会の業務のための事務所スペースを確保すること、センターの管理運営を行うに当たり視覚障害者及び支援ボランティアの活動の利便性に十分配慮した体制とすることを願うものであります。

初めに理事者から、現在福祉センターに設置されている盲人図書館等の施設は、平成22年3月に策定された川崎市福祉センター再編整備基本計画を基に福祉センターに隣接するグラウンド用地に（仮称）川崎区内複合福祉施設を整備し、移転を予定している。スケジュールについては、今年度の基本設計を踏まえ、来年度、実施設計を行い、平成26年度の開所を目指している。

次に、視覚障害者情報センターの機能としては、現在の盲人図書館が有している視覚障害者に対する情報を的確かつ速やかに行える施設として、また、視覚障害者生活訓練施設の機能を引き継ぎながら、日常生活に必要な基礎的な訓練を行うことが可能な施設として運営するとともに、再編整備後には新たな機能の導入を検討しており、それらの機能に基づき、研修室・ボランティア活動室及び視覚障害交流室などの設置を予定している。研修室・ボランティア活動室及び視覚障害交流室については、市内には川崎市視覚障害者福祉協会を初め、18の視覚障害者関係団体があり、市内各地で活動している。こうした団体等の活動・交流拠点としての機能も求められていることから、センター開設後は、川崎市視覚障害者福祉協会だけでなく、ボランティア団体も含めた関係団体の活動、交流スペースとして設置する方向で検討しており、川崎市視覚障害者福祉協会専用の事務スペースの設置は考えていない。なお、活動、交流スペースの利用方法等については、開設後、利用団体や指定管理者等と協議を行い、ルール化していきたいなどの説明を受け質疑に入りました。

委員会では、委員から、（仮称）川崎区内複合施設内に設置される視覚障害者情報センターの建物の概要について質疑があり、理事者から、（仮称）川崎区内複合施設の建物の広さについては、敷地面積は1,900平米で、各階約1,000平米の3階建て、延床面積約3,000平米といった施設を整備する予定である。視覚障害者情報センターについては、3階に設置する予定であり、廊下等の共用スペースを除くと約420から430平米が実質的な広さとなる予定である、との答弁がありました。

次に委員から、研修室・ボランティア活動室及び視覚障害交流室の広さについて質疑があり、理事者から、平成22年度は基本設計をし、平成23年度に実施設計を行うため、現時点では未確定であるが、研修室・ボランティア活動室については、約70平米、視覚障害交流室については約15平米を整備する予定である、との答弁がありました。

そこで委員から、視覚障害交流室の広さが狭隘であることについて質疑があり、理事者から、センター全体としては、点字図書等のスペースの確保や、歩行訓練などの訓練スペースの確保を優先し、その上で、利用者やボランティア団体等が、情報交換や交流が出来る視覚障害交流室のスペースを確保するため、約15平米となる、との答弁がありました。

次に委員から、（仮称）川崎区内複合福祉施設に設置予定の各施設の運営主体について質疑があり、理事者から、（仮称）川崎区内複合福祉施設に設置予定の各施設の運営主体については、指定管理者制度を導入し、指定管理者の募集・選定にあたっては、施設ごとに実施する予定である。視覚障害者情報センターについても、視覚障害者福祉の向上が図れるよう、専門性を確保しつつ、視覚障害者の方やボランティア団体等の利便性に配慮しながら、民間活用による効率的かつ効果的な運営が行えるよう、視覚障害者への情報提供施設としての機能と視覚障害者の生活訓練施設としての機能を分割することなく、一体的な施設として指定管理者の募集・選定を行う予定である、との答弁がありました。

次に委員から、NPO法人視覚障害者協会のための事務所スペースの確保について質疑があり、理事者から、行政として、基本的にNPO法人を支援していくべきと考えているが、視覚障害者センターは、身体障害者福祉法第34条に基づく、視聴覚障害者情報施設であり、公の施設であることから、特定の団体に事務所スペースを提供することは、困難であるため、研修室・ボランティア活動室及び視覚障害交流室を活動拠点として、最大限活用いただくことを考えている、との答弁がありました。

そこで委員から、1つの事例として、中原区内にある聴覚障害者情報文化センターは、聴覚障害者が、自立していくための拠点として設立されたものであるが、その中に設置されている交流室では、様々な情報を入手、発信できるような仕組みができており、事務所機能を備えていると言える。また、交流室の事務所機能の効果により、応募までには至らなかったが、聴覚障害者団体が、聴覚障害者情報文化センターの指定管理者となるための準備を行っているという望ましい状況がある。視覚障害者情報センターにおいても、視覚障害交流室が同様の機能を備えることにより、同じ効果が期待され、視覚障害者情報センターにおける視覚障害交流室についても、事務所機能を持つものとして、視覚障害者団体等が利用できるような方法を検討してほしい、との要望がありました。

次に委員から、視覚障害者情報センターの名称について質疑があり、理事者から、全国的に視覚障害者情報提供施設では、点字図書館といった名称や視覚障害者情報センターといった名称が多く、その他としては、視覚障害者情報文化センターや、視覚障害者福祉センターといった名称がある。当施設については、図書館機能と生活訓練機能を併せ持つことから、視覚障害者情報センターとしている、との答弁がありました。

そこで委員から、聴覚障害者情報文化センターの名称については、様々な情報を入手するだけでなく、情報を発信し、新しい文化を創造していく拠点であるという意味で「文化」という言葉が含まれていると思われる。視覚障害者情報センターの名称についても同様に、新しい文化を創造していくべき拠点であることの意味を含め、視覚障害者情報センターではなく、視覚障害者情報文化センターとすることを検討してほしい、との要望がありました。

請願の取扱いについて協議したところ、委員から、視覚障害者情報センターについては、視覚障害者への各種情報の提供及び日常生活に必要な基礎的な訓練の実施や、視覚障害者、視覚障害者団体及びボランティア等の活動・交流支援機能の充実が求め

られており、そうした機能を整備しなければならないと考える。また、NPO法人等への事務所スペースの提供については、現状では困難なことであるが、交流スペースに事務所機能を持たせ、交流拠点として広く活用していくべきと考え、趣旨採択すべき、との意見がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、その趣旨を採択すべきものと決しました。

以上で、健康福祉委員会の報告を終わります。